

議員提出第1号議案

大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成26年7月25日

大阪府議会議長 岡 沢 健 二 様

提出者

清 水 義 人	花 谷 充 愉	富 田 健 治
宮 原 威	奥 田 康 司	北 口 裕 文
吉 村 善 美		

賛成者

加治木 一 彦	三 宅 史 明	中 村 広 美
藤 村 昌 隆	川 岡 栄 一	樋 口 昌 和
垣 見 大志朗	八重樫 善 幸	三 浦 寿 子
林 啓 二	西 尾 博 道	大 橋 章 夫
杉 本 武	大 山 明 彦	肥 後 洋一朗
岩 下 学	内 海 久 子	後 藤 太 平
山 下 浩 昭	谷 川 孝	酒 井 豊
岩 見 星 光	朝 倉 秀 実	しかた 松 男
釜 中 優 次	岡 下 昌 平	奴 井 和 幸
栗 原 貴 子	吉 田 利 幸	出 来 成 元
北 川 法 夫	杉 本 太 平	岡 田 義 信
宗 清 皇 一	半 田 實	上 の 和 明
吉 田 保 蔵	中 村 哲之助	森 みどり
柴 谷 匡 哉	前 田 佳 則	堀 田 文 一
曾呂利 邦 雄	くち原 亮	中 野 まさし
西 惠 司	みつぎ 浩 明	小 林 雄 志
澤 田 貞 良	堀 口 和 弘	

## 議員提出第1号議案

大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例制定の件

大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手  
続に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二年法律第二項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第四条第一項の規定により府及び大阪市が共同して設置した大阪府・大阪市特別区設置協議会（以下「協議会」という。）の委員として大阪府議会が推薦する議員（以下「推薦議員」という。）の選定の手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(推薦議員の選定)

第二条 推薦議員は、大阪府議会における各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てて選定するものとする。

2 前項の規定により各会派に割り当てられる議員の数は、協議会の委員に占める大阪府議会議員の人数である九人を各会派の所属議員数の比率により按分した員数とし、議長はその所属する会派の所属議員数に含まれるものとする。

3 議長が所属する会派に割り当てられる議員の数については、前二項の規定により算定した員数から一人を減ずるものとする。

4 議長は、前三項の規定により算定した員数の議員の氏名の届出を各会派に求め、当該届出を取りまとめて協議会に提出するものとする。

5 協議会の委員である議員の会派ごとの員数が第二項の規定により算定した員数と一致しなくなったときは、前各項の規定に準じて必要な手続を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約（平成二十四年十二月二十七日議決）の廃止の日限り、その効力を失う。

## 提 案 理 由

大阪府・大阪市特別区設置協議会の委員として大阪府議会が推薦する議員について、大阪府議会における各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てて選定し、もって大阪府・大阪市特別区設置協議会の民主的で公正かつ公平な運営を確保するため、条例を制定しようとするものである。